

事後評価調書

I 事業概要										
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）									
地区名	しょうげん 将監地区									
事業箇所	しきのちよう 西尾市志貴野町～西尾市巨海町 こみちよう									
事業のあらまし	<p>本地区は、西尾市の西部に広がる平坦な水田地帯を受益とする将監用水路を更新するものである。</p> <p>将監用水路は、水質汚濁による農作物への障害を除去し、営農の安定を図ることを目的に1971年度から1982年度にかけて県営水質障害対策事業将監地区により用排兼用水路から用水を分離し、パイプライン化した。その後、20年以上が経過し施設の老朽化が進み、安定した用水供給に支障をきたす状況となっていた。</p> <p>このため、パイプラインの更新により、用水の安定供給を図り、農業経営の安定を図るため、2006年度から県営水質保全対策事業を実施し、2020年度に完了した。</p>									
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路（L=6, 231m）を更新することにより、施設の安全性の確保、用水の安定供給を図り、農業経営の安定化に資する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>									
事業費	事業費	内訳								
	25.9億円	■工事費 24.7億円、 ■用補費 0.0億円、 ■その他 1.2億円								
事業期間	採択年度	2005年度	着工年度	2006年度	完成年度	2020年度				
事業内容	用水路 L=6.2km									
II 評価										
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>用水路の更新により老朽化に伴う破損等がなくなり、農業用水が安定的に供給されている。</p> <p>用水管の補修実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2021～2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補修箇所</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>農業用水の安定供給が図られており、農業経営の安定に寄与していると評価できる。</p>					年度	2021～2025	補修箇所	0
	年度	2021～2025								
補修箇所	0									
2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>									

②事業効果の発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】						
	項目	事業採択時 (2006)	追加採択時 (2011)	再評価時 (2015)	実績 (2020)	備考	
	事業期間	2006～2011 (6年間)	2006～2019 (14年間)	2006～2019 (14年間)	2006～2020 (15年間)		
	事業費 (億円)	工事費	7.4	23.3	25.1	24.7	
		用地補償費	0.4	0.7	0.8	0.0	実績は 150万円
		その他	0.6	1.7	1.7	1.2	
		合計	8.4	25.7	27.6	25.9	1.7億円減
	効果の 算定要因	受益面積 (ha)	400	382	369	369	増減なし
		水稲(ha)	256	245	236	236	
		大豆(ha)	128	122	118	118	
小麦(ha)		128	122	118	118		
<p>【事業期間に対する評価】 排泥施設の施工に関する地元との調整に日数を要し、再評価時より1年間(2019→2020)延長したが、管路本体の工事は完了していたため、期間延長による事業効果への影響はなかった。</p> <p>【事業費に対する評価】 積算精査及び工事の請負差額等により、再評価時より1.7億円減額となった。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 再評価時から増減が無く、計画通り発現していると評価できる。</p>							
③事業実施による環境の変化	<p>工事施工にあたり、濁水や土砂の流出を防止したり、低振動、低騒音の作業機械を使用するなど、周辺環境に配慮したことから、自然環境や生活環境への影響を抑えた。</p>						
Ⅲ 対応方針(案)							
今後の事後評価の必要性	<p>主要目標が計画通り達成されているため、今後の事後評価は不要である。</p>						
改善措置の必要性	<p>主要目標が計画通り達成されているため、改善措置は不要である。</p>						
同種事業に反映すべき事項	<p>排泥施設の施工に関する地元との調整に不測の日数を要し事業期間を延長したことから、排泥施設等の付帯施設の構造を検討する際も管路本体施設と同じように地元と十分な調整期間を確保することが重要である。</p>						
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見							
<p>将監地区の対応方針(案) [改善措置等必要なし] を了承する。</p>							
Ⅴ 対応方針							
<p>改善措置等必要なし。</p>							